

## 武豊町キャラクターマーク等使用取扱要綱

武豊町キャラクター使用取扱要綱（令和元年6月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、武豊町（以下「町」という。）が著作権を有する武豊町キャラクターマーク「ゆめたろう」及び武豊町マスコットキャラクター「みそたろう」（以下「キャラクターマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（使用上の遵守事項）

第2条 キャラクターマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）町及びキャラクターマーク等の信用又は品位を害する使用をしないこと。
- （2）法令及び公序良俗に反する使用をしないこと。
- （3）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのある使用をしないこと。
- （4）色や形状、構成等、デザインを加工して使用をしないこと。
- （5）特定のイメージ付けや性格付けをした使用をしないこと。
- （6）営利的な目的で使用する場合は、第4条又は第7条の規定により承認された内容以外に使用しないこと。
- （7）商標登録出願を行わないこと。
- （8）キャラクターマーク等のイラストに併せて、「ゆめたろう」においては「武豊町キャラクターマーク」と「ゆめたろう」の文字を、「みそたろう」においては「武豊町マスコットキャラクター」と「みそたろう」の文字を明示することとし、商品等への使用に際しては、その商品、包装等に明示すること。この場合において、明示することが困難な場合については、事前に町と協議すること。

（使用料）

第3条 キャラクターマーク等の使用料は、無料とする。

（使用許可の申請）

第4条 営利的な目的でキャラクターマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 町又は町教育委員会が公共の用途に使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武豊町キャラクターマーク等営利使用承認申請書（様式第1号）に、次の書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要及び事業内容等がわかる資料
- (2) キャラクターマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（使用の承認）

第5条 町長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、当該使用が町のPR、キャラクターマーク等のPR又は地域の経済活性化に寄与するかを審査し、申請者に武豊町キャラクターマーク等営利使用承認（不承認）通知書（様式第3号）により通知するものとする。  
（権利の譲渡）

第6条 前条の規定により当該申請の承認（以下「使用承認」という。）を受けた申請者（以下「認定者」という。）は、その権利を譲渡又は転貸してはならない。ただし、認定者の相続人、合併により設立される法人その他の一般承継人は、当該認定者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（使用承認内容の変更）

第7条 認定者は、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ武豊町キャラクターマーク等営利使用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に、次の書類等を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の概要等の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターマーク等の使用状況がわかる完成見本等

(3) 本申請の武豊町キャラクターマーク等使用承認書の原本

(4) 当該使用対象物がすでに変更承認を受けている場合は、過去の変更承認に係るすべての武豊町キャラクターマーク等営利使用変更承認書の原本

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、当該使用が町のPR、キャラクターマーク等のPR又は地域の経済活性化に寄与するかを審査し、申請者に武豊町キャラクターマーク等営利使用変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定者に対し、使用承認（前条の規定による承認を含む。以下同じ。）を取り消すことができるものとし、当該取消しを受けた認定者は、取消しの日からキャラクターマーク等を使用することはできないものとする。

(1) 認定者がこの要綱に違反したとき。

(2) 第4条第2項又は第7条第1項の規定による申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長がキャラクターマーク等使用継続を不相当と認めたととき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合、武豊町キャラクターマーク等営利使用承認取消通知書（様式第6号）により、認定者に通知するものとする。

3 町は、第1項の規定による承認の取消しに伴い生じた認定者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第9条 この要綱は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用することを認めるものではない。また、キャラクターマーク等を使用した商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第10条 町は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 町は、キャラクターマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に不利益を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターマーク等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

4 町長は、使用者がこの要綱に違反した場合、使用者に使用商品等の回収等の措置を請求することができる。

5 町長は、使用者に対して、キャラクターマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(情報の公開)

第12条 町長は、キャラクターマーク等の使用状況等について、公開することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(武豊町キャラクター使用取扱要綱の全部改正に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の武豊町キャラクター使用取扱要綱によりなされた許可は、第5条の規定によりなされた許可とみなす。